

滋賀県子ども条例検討委員会報告書

平成17年(2005年)6月

子ども条例検討委員会

はじめに

わが国が、平成6年（1994年）に「子どもの権利条約」を批准して、はや10年が経過しました。この間、子どもの人権を保障していくための取り組みが進められてきましたが、近年、児童虐待やいじめの増加、子どもに対する過度な押しつけや過干渉など、家庭や地域、学校などにおいて、子どもの人権が十分に保障されているとは言い難い状況にあります。

こうしたことから県では、平成14年（2002年）に「しがの子ども権利を考える懇話会」が設置され、さまざまな角度から幅広い議論を重ねて、翌年、懇話会提言が取りまとめられました。提言では、子どもを取り巻く様々な状況と課題を検証するとともに、具体的な内容をあげて今後の取り組みの方向性が示され、子ども施策を推進していく法的基盤の整備として、子どもに関する条例制定の必要性についても言及されました。

この提言を受けて、県では、子ども条例制定に向けての具体的な検討を進めることとされ、平成16年（2004年）6月に、学識経験者、福祉・教育関係者、地域活動団体関係者、高校生、公募委員で構成する「子ども条例検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）が設置されました。

検討委員会では、これまで5回の会議を重ね、全国の自治体で制定された条例などを参考にしながら、本県において、どのような性格の条例がふさわしいのか、また、どのような項目を条例に盛り込むのかなど、幅広く議論を行ってきたところです。

これまでの検討結果について、報告書として取りまとめましたので、今後の県における条例制定に向けての検討の一助としていただき、滋賀の子どもにより一層の幸せにつながる条例が制定されるよう、委員一同、心から願っています。

平成17年6月10日

子ども条例検討委員会

会長 野田 正 人

目 次

1 条例の制定についての考え方	1
（1）人権尊重の社会づくり	1
（2）子どもの実態を踏まえた条例づくり	1
（3）子ども参加の条例づくり	1
（4）県民参加の条例づくり	2
（5）条例を子ども施策の指標として	2
2 条例の性格	3
（1）全国自治体に見る条例	3
（2）総合条例を基本として	3
（3）条例の名称について	3
3 条例に盛り込むべき内容	4
（1）条例制定の趣旨、背景（前文）	4
（2）条例の目的	5
（3）定義	5
（4）条例の基本理念	5
（5）それぞれが果たす役割	5
（6）広報・啓発の推進	6
（7）教育・研修の推進	6
（8）子どもにとって大切なこと	6
（9）特に配慮を必要とする子どもへの支援	8
（10）権利侵害を受けた子どもに対する相談・救済	8
（11）計画の推進および検証	9
4 おわりに	10
・ 子ども条例検討委員会の開催経過	11
・ 子ども条例検討委員会設置要綱	12
・ 子ども条例検討委員会委員名簿	13
・ 各自治体における「子どもに関する条例」制定の状況	14
・ 「子どもの権利に関する実態・意識調査」調査結果概要	15

1 条例の制定についての考え方

(1) 人権尊重の社会づくり

本県では、平成13年（2001年）に、すべての人の人権が尊重される社会を滋賀の地に築いていくため、「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」が施行され、県民とともに人権が尊重される社会づくりをめざしています。

また、滋賀県子育て支援総合計画「淡海エンゼルプラン」後期重点計画では、「次代を担うすべての子どもの権利が尊重される社会づくり」を施策の重要な柱の1つとし、子どもの権利条約でうたわれている子どもの権利保障を具体化していく取り組みが進められています。

こうした背景のもと、子ども条例の制定は、本県の人権施策の基本方針に基づいた取り組みであると言えます。

(2) 子どもの実態を踏まえた条例づくり

条例を検討するにあたっては、子どもの現状や子どもとおとな双方の意識を十分把握することが必要です。本県では、平成16年（2004年）に、条例制定を視野に入れた子どもの権利擁護施策を検討するための基礎資料とするため、「子どもの権利に関する実態・意識調査」が実施されました。

調査結果から、「権利侵害を受けても、つらくてがまんをしてしまう子ども」「日常、安心して生活できない子ども」「疲れている子ども」「孤立していく子ども」の実態や、子どもとおとなとの意識のズレが多く見られるなど、おとなが思っている以上に子どもは深刻な状況に置かれていることがうかがえます。

条例は、こうした子どもが置かれている実態を十分踏まえたうえで、子どもの視点に立ち、子どもの豊かな育ちを保障していこうとするものです。

(3) 子ども参加の条例づくり

子どもの権利条約では、子どもを保護の対象であるとともに、人権の主体として尊重するという基本的な立場に立っています。本県では、平成15年（2003年）に、小・中・高校生で構成する「子どもワーク会議」が設置され、子ども自らが子どもの権利について学び、議論を行うことによって、おとなとの相互理解を深め、子どもの視点、声を条例に生かしていこうという取り組みが行われています。

「子どもワーク会議」では、子どもに関する条例を制定した他府県の自治体の子どもたちとの意見交換や、県主催の人権フェスタに参加し、おとなとのミニフォーラムを開催するなど、子どもの権利について学習を深めてきました。

検討委員会は「子どもワーク会議」から高校生2名が委員に加わり、子どもたちがこれまでの活動経験をもとに議論してきた意見を交え、子どもの参加による条例の検討を進めてきたところです。

(4) 県民参加の条例づくり

条例は、当事者の子どものみならず、おとなも含めて県民すべてにかかわってきます。真に県民の生活に根ざした条例とするためには、行政から与えられるものではなく、子どもの関係団体やNPOをはじめ、幅広い県民参加と協働のもとで条例づくりを進める必要があります。このため県では、県民参加による「子どもの権利を考える県民フォーラム」の開催や、子どもの権利擁護に取り組むNPOなどと連携した取り組みが進められています。

(5) 条例を子ども施策の指標として

わが国では、日本国憲法のもとで基本的人権の理念が確認され、子どもに関する法律として、「児童福祉法」「教育基本法」「児童虐待防止法」などによって、子ども施策の取り組みが進められてきました。それぞれの個別法により、施策を充実していくことはもちろん必要ですが、その基礎となる子どもの権利保障という大きな視点から、子ども施策をとらえていくことが必要です。

子どもの権利条約があるのに、いま、なぜ条例なのかという声も一部ありますが、子どもの権利条約は、子どもの権利保障についての世界的基準であり、その趣旨を地域で具体化していく手法の一つが条例です。本県の子ども施策や子どもの権利保障の取り組みの指標として、条例の制定が必要であると考えています。

2 条例の性格

(1) 全国自治体に見る条例

わが国が、子どもの権利条約を批准して以降、子どもの権利条約の趣旨を踏まえて、子どもの権利を地域で具体化し、保障していくための法的根拠として、全国各地の自治体において、子どもに関する条例が制定されています。

条例の性格を大別すると、三つに整理することができます。

一つ目は、子ども施策の方向性や子どもの権利の理念・原則を定めた「宣言・理念条例」です。大阪府「箕面市子ども条例」、東京都「世田谷区子ども条例」などがあります。

二つ目は、子どもの権利侵害などに対する相談・救済など、個別的な課題に対応していくための「個別条例」です。兵庫県「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」、「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例」などがあります。

三つ目は、子ども施策の方向性、意見表明・参加、相談・救済、施策の検証など、子どもの権利保障を総合的に規定した「総合条例」です。神奈川県「川崎市子どもの権利に関する条例」、岐阜県「多治見市子どもの権利に関する条例」、また、昨年、都道府県ではじめての制定となった高知県「こども条例」などがあります。

(2) 総合条例を基本として

条例の性格については、「宣言・理念条例」は広報・啓発という視点では効果がありますが、子どもの権利を保障していくうえで、実効性のある条例とはなりにくいという側面があります。

また、権利救済制度を主体とした「個別条例」は、さまざまな権利侵害にさらされている子どもを救済していくという点では、実効性がありますが、広域的な県よりもむしろ市町単位の方が、よりきめ細かな対応が可能であるということも考えられます。しかしながら、県内の市町において権利救済制度の条例が制定されていない現状のなかで、県がその役割を担っていくことは必要です。

こうしたことから、検討委員会では、子ども施策の方向性、子どもの意見表明・参加、子どもの居場所、子育て支援、権利侵害に対する相談・救済などの取り組みを総合的に盛り込んだ条例が必要であり、本県においては、「総合条例」を基本として、取りまとめていくことが望ましいという結論に達したところです。

(3) 条例の名称について

条例の名称については、「子ども条例」となっていますが、県が条例案を検討する段階において、条例に盛り込む内容等を十分踏まえながら、内容にふさわしく親しみのある名称を考えていただくことが必要です。

3 条例に盛り込むべき内容

(1) 条例制定の趣旨、背景（前文）

子どもは社会の主人公

子どもは、社会の希望であり、おとなとともに社会を支える主人公です。子どもが夢や希望を抱きながら、健やかに育っていくことのできる温かい社会をつくっていくことは、県民すべての願いであり、おとな社会の責務でもあります。

人権を享有している子どもの存在

子どもは、一人ひとりがさまざまな個性や能力をもったかけがえのない存在であり、人権の享有を妨げられることなく、ひとりの人間として尊重され、それぞれがもつあらゆる可能性を發揮していくことができます。

すべての子どもの最善の利益が考慮され、子どもにとって大切な、生きる権利、発達する権利、保護される権利、意見表明・参加する権利が保障されなければなりません。同時に、子ども自身も、社会を構成する一員として、成長に応じて基本的なルールを守っていくことや他の人の人権を尊重していくことが求められます。

子どもは社会を構成する大切な一員

子どもが心豊かに育っていくためには、子どもを社会を構成する大切な一員として認め、子どもとおとながしっかりと向き合い、ともに手を取り合って住みよい社会をつくっていくための努力をしていくことが大切です。

こうした環境のなかで、子どもが社会に積極的に参加し、考えや意見を表明していくことは、子どものエンパワーメント（内側にある力を引き出すこと）をはかり、子ども自身の成長を促していくことにもなります。

子どもに対する社会的支援

近年、児童虐待やいじめ、子どもに対する凶悪犯罪の増加など、子どもを取り巻く環境は厳しい状況となっています。こうしたさまざまな権利侵害から子どもを守り、成長過程に応じた「豊かな子ども期」を過ごしていけるよう、地域のつながりを大切に、社会全体で支援をしていくことが必要です。

子どもの世紀の実現に向けて

私たちの住む社会は、これまでおとな中心に物事を考え、ひたすら豊かさや便利さを追い求めてきました。こうした社会が子どもにさまざまな影響を及ぼし、問題をなげかけて

きました。21世紀は、これまでの社会のあり方を反省し、次代を担う子どもが生まれてきて良かったと思える社会づくりをめざし、県が標榜している子ども自身が生き生きと輝く「子どもの世紀」の実現を図っていくことが求められています。

(2) 条例の目的

この条例は、子どもが育っていくために大切なことについて、基本理念、県および県民等の役割、基本となる事項を定めることにより、次代を担うすべての子どもの人権が尊重され、幸せに暮らしていける社会の実現に寄与することを目的とします。

(3) 定義

この条例で使用する用語の意味と範囲を次のとおり定義します。

条例の対象となる「子ども」は、18歳未満のすべての者

条例で用いる「父母等」とは、父母およびその他父母に代わり子どもを養育する者

条例で用いる「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法に規定する学校の他子どもが育ち、学ぶために入所し、通い、利用する施設

(4) 条例の基本理念

この条例は、次のことを基本理念として掲げます。

子どもは、一人ひとりの人権が尊重され、子どもにとって最善の利益が図られること。

子どもは、自立した社会の担い手として育っていけるよう支援されること。

子どもとおとなは、より良きパートナーとなるよう協働しながら住みよい社会をつくっていくこと。

(5) それぞれが果たす役割

上記の目的、基本理念を達成するため、県等が果たす役割を次のとおり明記します。

県の役割

県は、条例の目的を達するため、基本理念に基づき、子どもの人権の尊重の視点に立って、子育て・子育ての環境づくりを総合的に推進します。

育ち学ぶ施設の役割

育ち学ぶ施設は、子どもが安心して育ち学ぶ場として、家庭や地域と連携を図りながら、子ども一人ひとりが将来にわたって豊かな人間性や多様な能力を育ていけるよう環境の整備に努めます。

地域の役割

地域は、子育て家庭や子どもの豊かな育ちを支えていく場として、地域住民、関係団体、

事業者等が相互の連携を図り、地域全体で子育てや子どもの育ちの支援に努めます。

家庭の役割

家庭は、子どもが育つて行くための基礎的な場所であり、父母等が子どもの養育と成長について第一義的な責任があるという認識のもと、家族の絆を大切にし、深い愛情のなかで子どもが健やかに育つよう努めます。

県民の役割

県民は、子どもは社会の貴重な財産であるという認識のもと、県民一人ひとりが子育てと子どもの育ちに関心を持ち、子どもが幸せに暮らしていけるまちづくりに努めます。

(6) 広報・啓発の推進

県は、条例の目的や内容を県民に知らせ、広めていくため、条例制定を記念する日を設定するなど、積極的な広報・啓発に努めます。なお、当事者である子どもに対しては、分かりやすい方法で周知に努めていきます。

(7) 教育・研修の推進

県は、家庭や地域で、子どもの人権や子育てについて学習の推進に努めます。また、育ち学ぶ施設は、子どもの権利条約の趣旨や内容について周知・理解を図るなど、人権教育の推進に努めます。

(8) 子どもにとって大切なこと

子どもは、人権を享有するなかで、家庭、地域、育ち学ぶ施設のあらゆる場において、幸せに暮らしていくために大切にされなければならないことがあります。子どもの声を聞き、子どもの思いを受けとめ、子どもの目線に立って何が必要なのかという視点から、子どもにとって大切なことを次のとおり明記します。

自分らしく生きることができる

(違いが認められる)

子どもは、子ども自身やその父母等が、外国人だから、言葉が違うから、障害や病気があるからといったことなどの理由で、不当に差別されたり、人権を侵害されることなく育つことができます。お互いが違いを認め合い、相手の立場を尊重していくことが、子ども自身に勇気と自信を与え、自己を肯定していける人間へと育てていきます。

(人格が尊重される)

子どもは、無限の可能性を持っています。一人ひとりの人格が尊重され、自分らしく生きることができます。子どもに対して画一的な見方をするのではなく、すべての子どもに存在意義があり、そのことを子どもが実感できる環境をつくっていくことが必要です。

（自分で考えることができる）

子どもは、成長とともに、自分らしさをかたちづくっていくために、自分で考え、自分の意見をもつことができます。また、子どもは、この発達をしていくなかで、年齢や成長に応じて、適切な支援や助言を受けたり、さまざまな情報や資料を利用できる環境が必要です。

心豊かに育つことができる

（学ぶことができる）

子どもは、人格の形成や多様な能力を育むためにあらゆるところで学ぶことができるよう支援されます。障害や病気、不登校などの理由で、学校に行くことができない子どもにも、学ぶことのできる環境づくりを進める必要があります。

（心や体を休めることができる）

子どもは、安心できる状況の中で、ゆっくりと心と体を休める休息や余暇の時間をもつことができます。子どもが、余暇の時間などに、その年齢にふさわしい遊びやレクリエーション活動、文化芸術活動への参加などができる環境が必要です。

（豊かな自然や文化に触れることができる）

子どもは、さまざまな体験をとおして成長していきます。豊かな自然や文化芸術などに触れることにより、子どもの知的好奇心が刺激され、豊かな感性や創造性が育まれていきます。こうした機会を子どもたちに提供していくために、豊かな自然や文化を守り育てていく必要があります。

安心して生きることができる

（まわりから大切にされる）

子どもは、一般的に、身体的、精神的にもおとなに比べて弱い立場となりやすいことから、あらゆる面で子どもの安全が確保されるなかで、父母等をはじめ多くの人に愛され、守られ、大切にされて育っていくことができます。

（虐待や体罰から守られる）

子どもは、父母等から愛されたいと願っています。本来、養育されるべき父母等から、身体的、精神的な虐待を受けることや放置して養育を拒否されることから守られます。

子どもは、育ち学ぶ施設において、一人ひとりが人間としての尊厳を大切にされ、体罰を受けることなく学び過ごすことができます。

（名誉や信用を傷つけられない）

子どもは、中傷を受けるなど、自分の名誉や信用を傷つけられたり、通信などのプライバシーにかかわることで、不法に干渉されることから守られます。

(適切な医療や相談を受けることができる)

子どもは、病気になったり、けがをしたときや、悩みがあるときは、適切な医療や相談が受けられるなど、健康に育っていけるよう支援を受けることができます。

自分を表現することができる

(意見を表明することができる)

子どもは、自分で考えたり、感じたことを意見として表明することができます。おとなは、こうした子どもの意見を受けとめていく姿勢を持つことが必要です。この場合、子どもの意見は、年齢や成長に応じて相応に考慮されます。

(仲間と集うことができる)

子どもは、自分と同じ考えの人や同じ趣味をもった人と仲間をつくり、自由に話し合ったり、いっしょに活動することができます。子どもは、こうした活動を通じて、ほかの人とコミュニケーションをはかる力を育てていきます。この場合、他の人の人権を尊重し、公の秩序をまもらなければなりません。

(自由に表現することができる)

子どもは、自分の考えや気持ちを言葉や文章、芸術などで自由に表現することができます。子どもが、自分自身を自由に表現していくことは、子どもの感性を豊かにし、主体性や、やる気を高めていくことにもつながってきます。この場合、他の人の人権を侵害したり、公の秩序に反することがあってはなりません。

(9) 特に配慮を必要とする子どもへの支援

障害のある子ども、一人親家庭の子ども、外国籍の子ども、乳幼児などの特に配慮を必要とする子どもは、個別の状況に応じて、支援を受けることができます。

(10) 権利侵害を受けた子どもに対する相談・救済

子どもは、おとなに比べて相対的に弱い立場となりやすいことから、さまざまな権利侵害を受けやすい状況に置かれています。子どもの不安を取り除き、いつでも安心して相談ができる場の整備を進めるとともに、権利侵害に対する速やかな救済と回復を図るための独立した第三者的な機関を設置していくことが必要です。

なお、権利救済制度の仕組みについては、別途、条例に基づく「推進計画」のなかに盛り込んでいくという方法があります。

(11) 計画の推進および検証

推進計画の策定

この条例のめざす内容を推進し、実現していくために、「推進計画」を策定することが必要です。

推進計画は、次に掲げる施策について明記します。

- ・ 子どもの人権についての学習や啓発について
- ・ 子どもの意見表明や参加の機会の提供について
- ・ 子どもが生き生きと育ち学ぶことができる環境の整備について
- ・ 虐待から子どもを守る取り組みについて
- ・ 子どもの権利侵害に対する相談や救済について
- ・ その他子どもにとって必要な施策について

推進体制の整備

この条例に基づく推進計画の策定および施策の推進と実施状況を検証するため、知事の附属機関として「推進委員会」を設置することが必要です。

なお、委員は、有識者をはじめ公募委員（当事者である子どもを含む）など、幅広い分野で構成していくことが望まれます。

4 おわりに

次代を担う子どもが健やかに育っていくことは、すべての人の共通の願いです。しかしながら、それぞれの立場において「子ども観」や子育てに対する考え方、手法に違いが見られます。

検討委員会においても、子ども条例に盛り込むべき内容について、委員の間でさまざまな意見が出されたところです。このことは、近年の子どもを取り巻く状況が複雑、多岐に及んでいることの証ではないかと考えます。

そうしたなかで、今後の子ども施策を考える上で一つのキーワードとなるのが、子どもの人権の視点による施策の推進ではないかと考えます。

県におかれては、この報告書の内容を関係者に幅広く周知され、県民をはじめ多くの方々との議論を深めるなかで、子ども条例の制定に向けて、より一層のご努力をいただくことを期待します。

子ども条例検討委員会の開催経過

開催日	概 要
第1回会議 平成16年 6月23日(水)	趣旨説明 会長、副会長の選出 子どもの権利擁護に係る取り組みについて 他の自治体の条例制定状況について 本県における条例の方向性について
第2回会議 7月25日(日)	子どもの権利に関する実態・意識調査結果について 条例に盛り込むべき内容について
第3回会議 9月 1日(水)	これまでの検討経過の整理について
第4回会議 10月21日(木)	条例の骨子について 子どもワーク会議での検討結果について
第5回会議 平成17年 2月18日(金)	検討内容の取りまとめについて
「報告書」 起草委員会 3月25日(金)	検討委員会「報告書」について

子ども条例検討委員会 設置要綱

(設 置)

第1条 次代を担うすべての子どもの権利が擁護され、意見が尊重される社会環境づくりを進めるため、子どもに関する条例の検討を行うことを目的として、「子ども条例検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本県の子どもに関する条例の策定に関し、必要な事項を協議し、意見を述べる。

(組 織)

第3条 委員会は、学識経験者、教育関係者、福祉関係者、地域活動団体を代表する者等の中から、知事が委嘱する委員15名以内をもって構成する。

2 委員のうち、3名以内は公募により選任する。

3 委員の任期は委嘱の日から平成17年3月31日までとする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第4条 委員会に会長1名および副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。

(会長の職務および職務代理)

第5条 会長は、委員会の議長となり、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関する関係者を招き、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、滋賀県健康福祉部児童家庭課少子化対策推進室において処理する。

(そ の 他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年 5月24日から施行する。

子ども条例検討委員会 委員名簿

(敬称略)

委員区分	氏名	所属等
学識経験者	〔副会長〕 甲 津 貴 央	弁 護 士
	〔会 長〕 野 田 正 人	立命館大学産業社会学部教授
	持 田 良 和	龍谷大学社会学部講師
教育関係者	白 井 玲 子	滋賀県PTA連絡協議会副会長
	森 川 道 代	高島市立青柳小学校校長
	野 洲 秀 一	野洲市立野洲北中学校校長
	伊 吹 弘	滋賀県立長浜北星高等学校校長
福祉関係者	大久保 和 久	児童養護施設湘南学園園長
地域活動団体 関係者	鎌 田 ユ リ	NPO法人CASN会員
	松 原 洋 介	滋賀子育てネットワーク事務局長
子ども代表者	廣 瀬 美 亜	子どもワーク会議(高等学校3年生)
	森 賢 太	子どもワーク会議(高等学校3年生)
公 募 委 員	杉 下 淳 哉	
	辻 由 佳	
	右田マリアナ春美	

各自治体における「子どもに関する条例」制定の状況

都道府県	自治体名	制定	名称	性格	特徴
神奈川県	川崎市	H12.12	川崎市子どもの権利に関する条例	総合条例	子どもの様々な権利、家庭・学校・地域等における子どもの権利保障のあり方、子どもの参加、権利救済制度、子どもの権利の保障状況の検証制度(子どもの権利委員会)を規定
		H13.6	川崎市人権オンブズパーソン条例	権利救済条例	市民の人権が侵害された場合の相談・救済制度として「人権オンブズパーソン」を設置(子どもの権利の侵害も管轄としている。)
北海道	奈井江町	H14.3	子どもの権利に関する条例	総合条例	子どもの様々な権利、子どもの権利保障のあり方、子どもの参加、権利救済制度(救済委員会)を規定
富山県	小杉町	H15.3	子どもの権利に関する条例	総合条例	子どもの様々な権利、子どもの権利保障のあり方、権利侵害に対する相談・救済、子どもの権利に関する推進計画策定、子どもの権利の保障状況の検証制度を規定
岐阜県	多治見市	H15.9	多治見市子どもの権利に関する条例	総合条例	子どもの権利の普及、子どもの権利保障のあり方、子どもの意見表明や参加、権利侵害からの救済、子どもの権利に関する施策の推進と検証制度を規定
高知県	高知県	H16.8	高知県こども条例	総合条例	子どもが心豊かに健やかに育つという目的を達成するため、基本的考え方および県の取組みについて規定、推進計画の項目に人権侵害の救済を規定
兵庫県	川西市	H10.12	川西市子どもの人権オンブズパーソン条例	権利救済条例	個別具体的な子どもの人権侵害の救済機関として、公的第三者機関「子どもの人権オンブズパーソン」を設置
岐阜県	岐南町	H13.4	岐南町子どもの人権オンブズパーソン条例	権利救済条例	子どもの人権侵害の救済機関として、「子どもの人権オンブズパーソン」を設置
埼玉県	埼玉県	H14.3	埼玉県子どもの権利擁護委員会条例	権利救済条例	子どもに対する身体的又は精神的な暴力等子どもの権利の侵害に関して、簡易迅速な救済を行うため、「子どもの権利擁護委員会」を設置
大阪府	箕面市	H11.9	箕面市子ども条例	理念条例 宣言条例	すべての子どもを育てるにあたっての基本理念を中心に規定。人権侵害に対する救済制度は整備に努めると規定。(現在未整備)
東京都	世田谷区	H13.12	世田谷区子ども条例	理念条例 宣言条例	子どもが健やかに育つことができるよう基本となる事柄を規定
石川県	金沢市	H13.12	子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例	理念条例 宣言条例	新しい時代の子どもの育成に関する基本理念、基本的な施策等を規定
三重県	三重県	H16.3	子どもを虐待から守る条例	虐待防止条例	子どもを虐待から守るため、基本的な考え方、県の責務、地域社会の役割、指針の策定、通告に係る対応等について規定
東京都	中野区	H9.3	中野区教育行政における区民参加に関する条例	子ども・市民参加条例	教育行政に対する区民、特に父母・子どもの参加について規定

(条例制定以外の取組み)

都道府県	自治体名	取組み状況
鳥取県	鳥取県	平成16年3月、「子どもの権利条約普及推進行動計画」を策定。子どもの権利条約の意義や内容を普及し、子どもが権利の主体者として尊重される社会づくりを行うため、家庭、地域、学校、行政の取組みを規定
福島県	福島県	平成16年9月、子どもの規範意識の向上や豊かな心の育成を目的として、子どもたちの、子どもたちによる、子どもたちのための宣言「ふくしま子ども憲章」決定。毎日の生活の中で守りたい、大切にしたい、心がけたいと思うことを子ども自身から募集し、県内全小中学校の投票により6項目を決定

「子どもの権利に関する実態・意識調査」調査結果概要

子どもの権利擁護施策についての基礎資料とするため、平成16年2月19日から3月5日までの間、県内の小学校4年生から高校3年生、満20歳以上の男女、および児童養護施設等に入所している子どもを対象に調査票を郵送する方法により「子どもの権利に関する実態・意識調査」を県児童家庭課において実施しました。

子どもを取り巻くさまざまな状況や、子どもとおとなの意識のズレなどについての貴重な資料を得ることができました。

調査対象区分	対象数	回収数	回収率
県内の小学校4年生から高校3年生までの子ども (小学校、中学校、高等学校 各1,500人)	4,500人	2,489人	55.3%
県内在住の満20歳以上の男女のおとな	1,500人	861人	57.4%

【日常生活で感じたこと・経験したこと】

不安や悩みを抱えているとき相談相手が「いない」子どもが14.3%
子どもの相談相手で、もっとも多いのは「友だち」で75.6%
まわりから「大切にされていない」と感じている子どもが13.4%
子どもの3人に1人が親にたたかれて「つらいと思ったことがある」
おとなの約4割が「子どもをたたいたことがある」
親が子どもをたたくことについて、「あってはならない」とする体罰否定は、
子どもが約3割、おとなが約2割
子どもの約4割が「つらくてどうしようもないことを言われたり、されたりした経験がある」
つらい経験をしたとき「生きているのがイヤになるくらいつらい気持ち」になった子どもが14.6%
つらい経験をしたとき、誰にも相談できなかった子どもが約3割
「学校に行きたくない」と思った子どもが約7割
学校に行きたくない理由でもっとも多いのは「疲れていたから」が54.7%
「自由な時間が必要」とする子どもが約8割が

【子どもの権利について感じていること】

子どもの権利条約の「内容まで知っている」
子どもは15.9%、おとなは8.7%
いま、とくに必要な子どもの権利は「暴力やことばや態度で傷つけないこと」
子どもの「権利の尊重」と「責任を果たすこと」はどちらも重要
子どもの権利擁護に必要なことは「おとなの意識改革」